

各種手当・支援制度

児童手当

高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

子どもが生まれたとき、転入・転出するとき、離婚したとき、公務員になったときなど、15日以内に申請が必要です。

〔支給額〕 3歳未満……………月額15,000円(第3子以降は30,000円)

3歳以上高校生年代……………月額10,000円(第3子以降は30,000円)

〔支給時期〕 原則として、偶数月(2か月分ずつまとめて支給)

〔必要なもの〕 ●請求者名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し

●請求者とその配偶者の個人番号が分かるもの ※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

問合せ 国保・年金課 ☎0796-21-9061 FAX:0796-24-0106

児童扶養手当

父または母と生計をともにできない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を養育している父または母や父母に代わって児童を養育している方に支給されます。また、父または母に極めて重度の障害がある場合にも支給されます。ただし、この制度には所得制限があります。

〔支給月額〕 (2025年4月現在)

〔全部支給〕 児童1人の場合……………月額46,690円

児童2人目以降の加算額(1人につき)…11,030円

〔一部支給〕 児童1人の場合……………月額46,680円～11,010円

児童2人目以降の加算額(1人につき)…11,020円～5,520円

※手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

〔必要なもの〕 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、健康保険証(マイナ保険証)、年金手帳など

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。



問合せ こども支援課 ☎0796-21-9038 FAX:0796-29-0054 Mail:kodomomirauiouen@city.toyooka.lg.jp

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に障害のある児童を監護している父か母、または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。ただし、この制度には所得制限があります。

〔支給月額〕 (2025年4月現在)

障害の程度が重度(1級)…月額 56,800円

障害の程度が中度(2級)…月額 37,830円

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

〔必要なもの〕 診断書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、請求者とその配偶者、対象となる児童の個人番号の分かるもの・請求者名義の通帳など

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

問合せ 社会福祉課 ☎0796-24-7033 FAX:0796-24-4516 Mail:shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

障害児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の心身障害児で、日常生活において常に介護が必要な方に、障害児福祉手当が支給されます。

ただし、福祉施設に入所している場合や公的年金を受けている場合は、この手当の対象になりません。

(本人または扶養義務者の所得によって制限があります。)

〔支給月額〕 月額16,100円(2025年4月現在)

〔必要なもの〕 対象児名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し、対象児と保護者の個人番号の分かるものなど

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

問合せ 社会福祉課 ☎0796-24-7033 FAX:0796-24-4516 Mail:shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

とよおか子育て家庭応援カード事業

18歳未満の子どもや妊娠中の方がいる家庭に配付する「とよおか子育て家庭応援カード」を提示することで、この事業の協賛店が提供するいろいろなサービスを受けることができます。

【対象となる家庭】 18歳未満の子どもがいる家庭、妊娠中の方がいる家庭

【カードの配付】 乳幼児健診時、母子健康手帳交付時、転入手続き時などを通じて配付しています。

カードをお持ちでない方は、市役所環境経済課、各振興局市民福祉課市民福祉係でお渡しします。

【サービスが受けられる協賛店】 店舗に協賛店ステッカーを掲示しています。協賛店とサービスの内容は、以下の問合せ先に確認いただくか、市ホームページをご覧ください。

【カードの有効期限】 カードの裏面に平成23年3月31日までの有効期限が記載されていますが、有効期限後でも子どもが満18歳に達した最初の3月31日まで有効です。 ※従来のカードはそのまま利用できます。

問合せ 環境経済課 ☎0796-23-4480 FAX:0796-24-7801

豊岡市ファミリーサポートセンター事業

子育てを応援してほしい人(おねがい会員)と子育てを応援したい人(まかせて会員)からなる会員組織で、地域の中で子育てを応援していく事業です。保育施設等の送迎や子どもの一時的な預かり等を有償で行います。利用には、事前に会員登録が必要です。

【おねがい会員】 豊岡市在住で生後6か月～小学校6年生までの子どもを持つ方

【まかせて会員】 18歳以上の方で、心身ともに健康で保育に熱意をお持ちの方

自宅で子どもを預かることができる方。送迎の場合は自家用車の運転ができる方

【どっちも会員】 おねがい会員とまかせて会員を兼ねる方

【謝礼の目安】

活 動 日	30分あたりの謝礼
平日 7:00～19:00	350円
平日の上記以外の時間 土日祝	400円

活動状況



問合せ 豊岡市ファミリーサポートセンター事務局 ☎0796-21-9088

豊岡市子育て家庭ショートステイ事業

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に親子の保護を必要とする場合、児童養護施設・乳児院を一定期間利用できる事業です。

【対 象】 0歳から18歳までの健康な児童・豊岡市内に居住する者

【利用期間】 原則7日以内(1泊2日～6泊7日)

【利 用 料】 1日につき

	2歳児未満	2歳児以上	緊急時(母)
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他世帯	5,350円	2,750円	750円

【養育が困難となる事由】 疾病・出産・育児疲れ・育児不安・看護・冠婚葬祭・転勤・出張・事故・災害・失踪など詳しくはお問合せください。

※施設までの送迎は、保護者または保護者の代理の方で対応してください。

※集団生活となりますので、利用中に感染症にかかることがあります。ご了承ください。

問合せ こども支援課 ☎0796-21-9003 FAX:0796-24-8330

